

富田林市条例第 号

富田林市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

富田林市学校給食費に関する条例（平成24年富田林市条例第28号）の一部を次のように改正する。

（富田林市学校給食費に関する条例の一部改正）

第1条 富田林市学校給食費に関する条例（平成24年富田林市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「44,000円」を「68,000円」に改める。

第2条 富田林市学校給食費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「規定する小学校」の次に「及び中学校」を、「児童」の次に「及び生徒」を加える。

第4条及び第5条中「児童」の次に「及び生徒」を加える。

第6条中「68,000円」の次に「、生徒1人につき年額80,000円」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年9月1日から施行する。

【議案第 3 号】 富田林市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 富田林市学校給食費に関する条例（平成 2 4 年富田林市条例第 2 8 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（学校給食費の額） 第 6 条 学校給食費の額は、児童 1 人につき年額 <u>4 4, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。	（学校給食費の額） 第 6 条 学校給食費の額は、児童 1 人につき年額 <u>6 8, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第 2 条 富田林市学校給食費に関する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
（学校給食の実施） 第 3 条 市は、富田林市立小学校及び中学校設置条例（昭和 4 1 年条例第 2 7 号）に規定する小学校_____に在籍する児童_____を対象に学校給食を実施する。 （書類の提出） 第 4 条 保護者は、学校給食の実施の対象となる児童_____について、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。 （学校給食費の徴収） 第 5 条 市長は、学校給食を受ける児童_____の保護者から、学校給食費を徴収する。 （学校給食費の額） 第 6 条 学校給食費の額は、児童 1 人につき年額 6 8, 0 0 0 円 _____を超えない範囲内において規則で定める額とする。	（学校給食の実施） 第 3 条 市は、富田林市立小学校及び中学校設置条例（昭和 4 1 年条例第 2 7 号）に規定する小学校<u>及び中学校</u>に在籍する児童<u>及び生徒</u>を対象に学校給食を実施する。 （書類の提出） 第 4 条 保護者は、学校給食の実施の対象となる児童<u>及び生徒</u>について、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。 （学校給食費の徴収） 第 5 条 市長は、学校給食を受ける児童<u>及び生徒</u>の保護者から、学校給食費を徴収する。 （学校給食費の額） 第 6 条 学校給食費の額は、児童 1 人につき年額 6 8, 0 0 0 円、<u>生徒 1 人につき年額 8 0, 0 0 0 円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。